

基安発1220第1号
基労発1220第1号
平成25年12月20日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
労災補償部長
(公印省略)

石綿ばく露作業による労災認定等事業場に就労した労働者等への健康管理手帳制度
及び労災補償制度・特別遺族給付金制度の周知について

標記については、平成24年度の石綿ばく露作業による労災認定等事業場（平成25年12月公表事業場に限る。）の事業主に対して、本日付けで別添要請文及びリーフレットを送付し、離職者を含む労働者及びその遺族に対する健康管理手帳制度及び労災補償制度・特別遺族給付金制度の周知並びに当該取組の実施状況についてのアンケート調査への協力を依頼したところである。

については、事業場関係者や労働者等から相談等があった場合に、局署連携の上、丁寧な対応を行うこと等により、石綿健康管理手帳制度及び労災補償制度等の一層の周知に努められたい。